

浜岡原子力発電所 通信用鉄塔の航空障害灯の消灯について(続報)

2017年2月14日

【今回お知らせする内容】

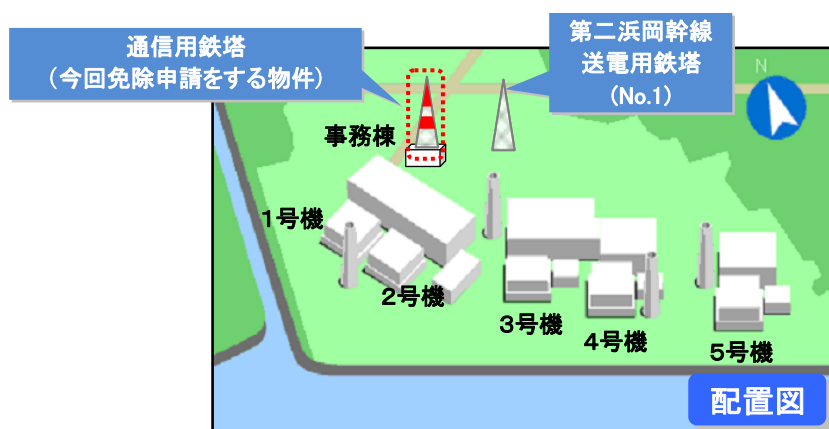
<p>点検結果と 対応状況</p>	<p>点検の結果、通信用鉄塔(注1)の航空障害灯(注2)を点滅させるための制御回路が故障していることにより、当該航空障害灯が消灯したことがわかりました。このため、現在は故障した制御回路を除外することで夜間帯に点灯させています。</p> <p>なお、管轄する国土交通省東京航空局東京空港事務所へ当該航空障害灯が通常の点滅状態と異なり点灯状態になっていることを連絡し、了承を得ています。</p>
<p>今後の対応</p>	<p>当該航空障害灯の消灯の対応について航空障害灯の撤去を含め検討した結果、当該航空障害灯が設置免除の条件を満足している(注3)ことなどから国土交通省東京航空局に航空障害灯の設置免除申請をおこないました。</p> <p>また、通信用鉄塔には航空障害灯の他に昼間障害標識(注4)が設置されており、昼間障害標識も設置免除の条件を満足していることから、昼間障害標識の設置免除申請を併せておこないました。</p> <p>今後、国土交通省東京航空局の許可を得た後、航空障害灯を消灯させるとともに、準備ができ次第、航空障害灯の撤去および昼間障害標識の塗替えをおこないます。</p>

注1 通信用鉄塔は、通信用アンテナ等を設置するための鉄塔です。

注2 航空障害灯は、航空法に基づき、有視界飛行する航空機の安全を確保するため、同法で定められた高さ以上の建物に設置しているものです。

注3 航空障害灯および昼間障害標識の設置には免除条件があり、今回は「当該物件(通信用鉄塔)から500mの範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件(第二浜岡幹線送電用鉄塔(No.1))があり、その障害物件に航空障害灯(昼間障害標識の場合は、高光度航空障害灯または中光度白色航空障害灯)が設置されている場合」という条件に該当します。

注4 昼間障害標識は、航空法に基づき、有視界飛行する航空機の安全を確保するため、同法で定められた高さなどの条件に当てはまる建物に設置しているものです。通信用鉄塔は昼間障害標識として塗色(赤白)しています。



【2016年11月8日にお知らせした内容】

(2016年11月8日公表)

発生場所	事務棟屋上 通信用鉄塔
発生年月日	2016年11月7日
状況	<p>11月7日22時45分頃、浜岡原子力発電所の事務棟屋上に設置している通信用鉄塔(注1)の航空障害灯(注2)全5灯のうち1灯が消灯していることを当社社員が確認しました。</p> <p>その後、直ちに設備を管轄する東京空港事務所へ連絡をおこないました。</p> <p>消灯を確認した航空障害灯については、今後点検を実施します。</p> <p>本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。</p>
お知らせ基準	「表 2-16 航路標識灯、航空障害灯、原子力施設用灯火に不点等の異常があったとき(計画的な点検を除く)。」に該当します。

以上